

平成27年12月18日

西尾市議会議員

鈴木規子様

西尾市副市長 増山信也



公開質問状について（回答）

西尾市議会議員鈴木規子様から平成27年12月10日付にていただいた公開質問状に、下記のとおり回答します。

記

1. 質問1.（チラシに存在するとする「事実と違う20か所」は、具体的に、どの部分ですか。）及び質問2.（そして、これらにつき、貴殿が、事実と違うとする明快な「理由」は如何ですか。）については、別紙のとおりです。
2. 今回いただいた公開質問状の文章に事実と相違する箇所があります。その点については、下記のとおりです。

（1）質問状2枚目の13行目以降（18行目まで）の下記波線箇所。

「建物を廃止しても、機能の維持は図ることになっていることから、公共施設再配置の推進から職員削減については、明確な目標値は設定していない」とあり、具体的な職員の削減効果を認めていないのであります。

▼正しくは次のとおりです。

職員の削減効果は次のとおり考えており、効果はあるものと判断しております。このことは、平成27年6月定例会における鈴木規子議員一般質問の答弁及び同年7月23日開催の議員全員協議会で申し上げております。今回の第1次プロジェクトによる人員削減効果は、人数については本年4月1日現在の状況で、正規職員が8人程度、臨時職員52人、委託職員11人の合計71人が削減できると見込んでいます。金額については、職員の給与、臨時職員の賃金及び委託料の合計で、年額約1億5千300万円を見込んでいます。

以上です。

鈴木規子議員発行「辛口議会だより」(2015.12.1 No.118)
不適切な表記箇所及びその理由について

① 「丸投げPFI事業を強行しようとして」(表面 2行目～4行目)

PFI事業は、従来の公共事業で採用されている分離・仕様発注方式ではなく、民間のノウハウを活用するための一括・性能発注方式が基本です。行政がPFI事業の発注書にあたる業務要求水準書を作成・公表し、応募者との質疑応答（西尾市方式の場合は競争的個別対話）を行うことで、行政が求める公共サービスの水準を官民で確認しており、丸投げ事業ではありません。

西尾市の業務要求水準書は、市民ワークショップから出された市民ニーズを掲載しています。行政だけでなく市民の要望も、応募者が企画提案を考える視点としています。このことからも、西尾市のPFIが「丸投げPFI事業」でないことが明らかです。

なお、「強行しようとして」とありますが、西尾市はPFI法に基づく事務手続きを無視して進めているわけではありません。スケジュールにおいても、実施方針公表時より3か月間延ばしていますし、平成26年度に市長に提出された一色地区住民の皆様からの要望書に対しても、要望の一部を業務要求水準書に反映しています。市議会に対しても、今後も合理的な理由があれば柔軟に対応すると説明しています。チラシにあるような「事業を強行しようとしている」ことはありません。

② 「議員たちを脅しにかかるってんだけってえ」(表面 4行目～6行目)

これまでのPFI事業の説明に際して、市長が議員を脅した事実はありません。そもそも市長がなぜ議員を脅す必要があるのでしょうか。PFI事業は、従来の公共事業と大きく異なり、西尾市にとって初めての手法です。このため、これまでの説明会において議員各位が、PFIの理解に戸惑う場面がありました。しかしながら、その際にもPFIの一般論や西尾市方式のPFIの特色などを、誠心誠意、説明してまいりました。チラシにあるような、「議員たちを脅しにかかるってる」ということは全くありません。

③「雑多な事業を十把一絡げにして」(表面 6行目～7行目)

第1次公共施設再配置プロジェクトは、多くの市民が参画して策定した「西尾市公共施設再配置実施計画2014→2018」で示しています、8つのプロジェクトうち、5つのプロジェクトをPFI事業で取り組むものです。

西尾市は次世代のために、これらの再配置プロジェクトの実現が必要として、全国に先駆けて公共施設再配置を推進しており、これらは決して「雑多な事業」ではありません。

また「十把一絡げ」とは、「一つ一つ取り上げるほどの価値がないものとしてひとまとめに扱うこと」という意味だと認識しています。鈴木議員はPFIをよく研究されているので、PFI自体が包括発注のできる公共事業の手法であることをご存じだと思います。西尾市の今回のPFI事業は、民間事業者の経営能力（資金）や技術・創意工夫を活用し、効率的で効果的な公共施設の整備、質の高い公共サービスが期待できるプロジェクトとして包括発注したものです。従いまして、チラシにあるような「十把一絡げにして」ということではありません。

④「寄せ集めで作る、財産も信用もない会社」(表面 9行目～10行目)

西尾市方式のPFIは、これまでのPFI事例では見られないほど地元企業、地域経済に配慮した事業スキームです。地域経済の循環に資する公共事業とするため、PFI事業の特別目的会社は地元企業を中心として構成されることを想定しています。

PFI事業の選定においては、一般的に優先交渉権者の公表まで応募グループの企業名は公表しないことになっています。このため、西尾市でも、現在までに応募グループの企業名は公表していません。特別目的会社を構成する企業の数や、市内及び市外の割合などは開示してきました。

特別目的会社を構成する企業のうち、市内企業の割合が7割を占めていることは、説明してきました。しかし、企業名が公表されていないこの時期に、「財産も信用もない会社に」と指摘する根拠は何でしょうか。西尾市方式のPFIを理解し、官民連携でまちづくりに参画しようとしている地元企業に対し、「財産も信用もない会社に」と決めつけることはたいへん不適切だと言わざるを得ません。

西尾市方式のPFIは、地域に根ざした官民連携の新たな公共事業の実現を目指したもので、大手ゼネコン企業などに地方の公共事業を担っていただくことを目指したものではありません。さらには、PFI事業で従来の公共事業ではない経験をすることで地元企業の育成・支援の効果も大きいと考えています。

⑤「先月の市の講演会では内閣府のお役人が『PFI事業は競争があるのが前提だ』とハッキリ言ってたぜ。」「市長はそれも無視だ。」

（表面 13行目～16行目）

まず、「先月の市の講演会」は、平成27年10月26日に開催されたにしおFM・PPPスクール（職員研修会）のことだと思います。そのときの講師は東京大学公共政策大学院客員教授の内藤伸浩氏であり、チラシにある「内閣府のお役人」という表現は誤りです。

次に、「PFI事業は競争のあるのが前提だとハッキリ言った」についてですが、内藤伸浩先生に11月上旬に確認したところ、「このことは一般論について言及したもので、西尾市方式のPFIを前提にしたものではない。また、西尾市の選定方式（公募型プロポーザル方式）の場合、応募者が1グループであっても、ただちにPFIによる公共調達を中止しなければならないと言ったつもりはない」とのことでした。

したがって、「市長はそれも無視」しているわけではありません。

⑥「議会が反対すると損害賠償を請求される」（表面17行目～18行目）

「議会が反対すると損害賠償を請求される」とは、平成27年10月20日に開催された西尾市議会の全員協議会で、損害賠償の可能性について言及したことを探していると思います。そこでは、PFIの一般論として「例えば損害賠償という話も出てくるかもしれません」と説明しましたが、「議会が反対すると損害賠償を請求される」と断言しているわけではありません。

⑦「市長は、なぜ、議会に諮る前に、業者と『協定』を結んでしまおうとするんだろう」（表面47行目～48行目）

優先交渉権者との基本協定の締結は、PFI法では議決案件とされていないことをご理解ください。西尾市のPFI事業では、基本協定の締

結予定は、募集要項（平成27年3月31日に公表）の中で平成28年2月上旬としています。このことはPF1事業者の選定過程においては、優先交渉権者の決定、公表以後に基本協定締結というスケジュールが一般的であることから設定したものです。

しかしながら、これはあくまで予定ですので、2月上旬までに必ず市長が「協定」を結んでしまおうとするものではありません。基本協定の内容及び締結日は、優先交渉権者との協議の中で確定します。

⑧ 「市民を軽視している」（表面49行目～50行目）

西尾市では、公共施設再配置事業やPF1事業を推進していくうえで、「市民を軽視している」ことはありません。実施計画の策定作業や説明会の開催、またPF1事業の市民ニーズを把握する各段階などで、中学生から障害者まで、各世代・各階層との市民の皆様と対話をやってきました。さらに、市ホームページや映像シンポジウム、市民協働ガイドなどの情報公開も積極的に実施してきており、チラシにあるような「市民を軽視している」との指摘は正しくありません。

⑨ 「市は、『定住促進策だ』と説明しているぜ」（裏面上段17行目～18行目）

現一色支所跡地に建設する市営住宅は、公営住宅法に基づく対米住宅と巨海住宅の建て替え事業です。しかしながら一色町の人口減少に歯止めをかけるため、多機能化を図ったうえで定住促進策という側面にも考慮したものです。一色地区住民の皆様から出された要望書に基いて「防災機能」を備えることや、高齢者福祉サービスの充実を図ることも合わせて業務要求水準書に掲載しています。チラシには「定住促進策だと説明している」とありますが、定住促進策だけのプロジェクトではありませんので、ご指摘のような説明はしておりません。

⑩ 「実態は『市営住宅の建替え』でしかない。」（裏面上段19行目）

鈴木議員もご存じのとおり、公共施設再配置は公共施設の総量圧縮が目的の一つです。しかし「新たなまちづくりの出発点」というテーマを掲げているように、施設の単純な統廃合ではなく、公的不動産の有効活用により地域の課題解決に少しでも資することが大きな目標です。

従って、公営住宅法による住宅の統廃合に対して、実施計画及び業務要求水準書では「定住化促進対策の基盤として整備すること」と明記しています。このことから、チラシにあるような「実態は市営住宅の建替えでしかない」ことではありません。

⑪ 「家賃徴収や滞納整理を民間に任せないから全く行財政改革にはならない」（裏面上段 20 行目～21 行目）

西尾市のように公営住宅の家賃徴収や滞納整理を民間に任せない PFI 事例は決して少なくありません。内閣府による PFI の導入効果は、①良質な公共サービスの提供 ②行政の関わり方の改革 ③経済の活性化と示されています。また、今回の PFI 事業においては VFM 効果も見込まれ、かつ、従来の公共事業の手法から脱却することによる LCC 削減効果をも期待されることから、チラシにあるような「家賃徴収や滞納整理を民間に任せないことから全く行財政改革にならない」ということはありません。

⑫ 「市直営の建設で十分だし」（裏面上段 24 行目）

PFI 事業による公営住宅整備事業は、PFI 事例の中で全体の 1 割弱ほどあり、決して希少事例ではありません。市直営による建設で十分とすると、従来の公共事業の手法でハコモノ行政の弊害を生み出した実態を繰り返すことになると考えます。特に建設を目的とした市直営の建設では、LCC の削減効果を見込めない公共事業になります。さらに西尾市方式の PFI は地元企業、地域経済に配慮した事業スキームであるため、市直営による大手ゼネコンなどの企業発注よりは遙かに財政的なメリットが大きいと考えます。

⑬ 「90 戸も新たに建てる必要はないのじゃないか！？」
(裏面上段 25 行目～26 行目)

管理戸数 179 戸（110 世帯入居）の対米住宅と、管理戸数 18 戸（18 世帯入居）の巨海住宅の統廃合による整備戸数の 90 戸程度は、「西尾市市営住宅長寿命化計画」に基づいて算定した適切な戸数と考えています。また、市営住宅を「新たに建設する」のではなく統廃合

により建替えを行うものです。さらに、対米住宅については合併前の旧一色町時代から建替えを想定して大規模修繕を行っていない建物で、これをそのまま放置することはできません。現在の入居者アンケートからも回答者の約75%のかたが「建替住宅へ移転したい」と希望しています。

- ⑭ 「地元からは、「1万人を超す建設反対の署名」が出されているが、市長は殆ど無視で、話し合いもしていない。」

(裏面上段 36 行目～38 行目)

平成26年11月に提出された要望書については、その代表者並びに一色支所周辺の町内会とも対話を行いましたので、「話し合いもしていない」わけではありません。

また、市長が殆ど無視しているわけではなく、要望項目の一部である防災機能を求める声については業務要求水準書に反映しています。

- ⑮ 「新しく出来る民間業者の給食センターで働く人間は必要だ。「その賃金は、市が払うというのがPFIの契約」だ。結局、「市からの持ち出し」ということは変わらないんだよ」

(裏面下段 15 行目～19 行目)

西尾市は業務要求水準の中で、今以上のサービスが提供できる学校給食センターを求めていました。このため、引き続き給食センターで働く人間は必要です。市はPFI契約の中で、そのサービス対価として支払うことは間違いないありませんが、ご指摘のような賃金という名目で支払うことにはなりません。

- ⑯ 「全然行革じゃないじゃねえか！」 「市は、民間事業者にやらせれば、安くなると宣伝しているが、マヤカシさ」

(裏面下段 20 行目～22 行目)

西尾市方式のPFIは、従来のPFIのように定量的評価（コスト削減評価）を重視するものではなく、定性的評価（企画提案評価）を重視したものです。従って、これまでの説明で「民間事業者にやらせれば、安くなると宣伝」したことはありません。説明してきたのは、従来の民間委託（アウトソーシング）とPFIは根本的に異なる官民連携手法で

あるということです。今回のPFIでは、VFMが3%程度見込んだサービス対価予定額を設定し、行政ではできないサービス水準を民間に求めています。このことからも行革としての効果が無いわけではなく、かつマヤカシでもありません。

⑯ 「『外部モニタリング』で監視するというんだから、その費用で割高になっちまうぜ」（裏面下段 25 行目～26 行目）

外部モニタリング制度の導入で費用が割高になるという説明は、これまでしたことではありません。また、外部モニタリングの費用が、VFM効果の範囲内であれば、そもそも割高にはなりません。

なお、外部モニタリング制度は、特別地方交付税の算定基礎となる外部監査制度の活用を検討していますので、全ての費用が一般財源からの支出とはならないように考えています。

⑰ 「従来型の発注とPFIを比べて「どれほど費用が安くなるか・市民へのサービス度が向上するか」を市長はきちんと説明できない。」（裏面下段 27 行目～29 行目）

このことについては、鈴木議員に何度も説明をしてきましたとおり、「きちんと説明できない」のではなく、PFI事業のプロセスの中で、応募者から企画提案書が提出され、優先交渉権者として選定する前の段階においては、こうした説明を行うことはありえないということです。このことはPFIという手法が理由ではなく、例えば、従来の公共事業の手法で市が公共施設の建設を行う場合、基本構想や基本設計を公表する前にその検討プロセスを公開することがないことと同じであります。

⑱ 「350 億円、30 年、1 社に丸投げを危惧する」（裏面下段 35 行目）

応募者は1社ではありません。PFI事業者は特別目的会社という株式会社を設立しますので、その代表企業や構成企業など複数の企業で構成されるため、1グループが正確な表記になります。

また、「丸投げ」ではないことは①でご説明しました。

⑲ 「どうしてそんなにリスクの多いことを強行するのか」（裏面下段 45 行目～46 行目）

公共サービスにおけるリスクは、手法に関係なく存在します。ただし、PFIの場合は、従来の公共事業の手法と異なり、行政が事業者と業務のリスク分担を行うことができるのが特色です。これによりリスクは従来の公共事業の手法よりは大幅に軽減されます。したがって、「PFI＝リスクが多いこと」にはなりません。また、「強行」については、①でご説明しました。